

# 佐賀県パーキングパーミット制度

～本当に必要な人のために～

平成23年6月1日から、パーキングパーミットの申請受付と交付を神崎市でも行います。

## パーキングパーミット制度とは

本当に身障者用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証（パーキングパーミット）を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、身障者用駐車場の適正利用を図る取り組みです。



## 身障者用駐車場利用証

この制度では、「歩行が困難な方」として、身体に障害のある方をはじめ、高齢者や妊産婦の方なども駐車スペースを利用できる方としています。



### 【有効期間：5年間】

身体障害者、高齢者、  
難病患者等

利用証の大きさ 縦 27 cm×横 14.5 cm



### 【有効期間：1年未満】

一時的に歩行が困難な方  
(けが人、妊産婦)



利用証は外からも見えやすいように、  
ルームミラーに掲げます。

## 利用できる方

- ① 身体に障害のある方で歩行が困難な方  
(駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる)
- ② 一時的に歩行が困難な方 (けがや病気の方、妊産婦の方)
- ③ 高齢者で歩行が困難な方 (要介護1以上の方)
- ④ 難病等により歩行が困難な方 (難病患者の方、療育手帳の障害の程度「A」の方)

## 有効期間

- ① 身体に障害のある方、高齢者及び難病等で歩行困難な方…………… 5年（更新）
- ② 一時的に歩行が困難な方…………… 1年未満で必要な期間  
けがをされている方…………… 車いす・杖などの使用期間  
妊産婦の方…………… 妊娠7か月～産後3か月

## 利用できる駐車場

ショッピングセンターやホテルなど、県と協定を結んだ施設の身障者用駐車場で利用できます。

利用できる駐車場には、右の看板が設置されています。

施設名は、申請窓口や県のホームページ「さがユニバーサルデザインラボ」<http://www.saga-ud.jp>でお知らせしています。

## 申請に必要な書類

- ・身体に障害のある方 身体障害者手帳の写し
- ・高齢者の方 身分証明書、介護保険被保険者証の写し
- ・けがや病気の方 身分証明書、診断書の写し
- ・妊産婦の方 身分証明書、母子手帳の写し
- ・難病患者の方 身分証明書、特定疾患医療受給者証の写し
- ・知的障害者の方 療育手帳の写し



## 申請窓口

- 神崎市役所 高齢障害課 ☎ 37 - 0111
- 千代田総合支所 市民福祉課 ☎ 44 - 2167
- 脊振総合支所 市民福祉課 ☎ 59 - 2111

○受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）午前8時半から午後5時15分まで

☆即日交付 ☆手数料無料

**※ 平成 23 年 5 月 まで に 発 行 さ れ た 利 用 証 の 更 新 手 続 き に つ い て は、 佐 賀 県 健 康 福 祉 本 部 地 域 福 祉 課 ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン 担 当 へ お 問 い 合 わ せ ぐ だ さ い。**

☎ 25 - 7053 E メール [chiikifukushi@pref.saga.lg.jp](mailto:chiikifukushi@pref.saga.lg.jp)

「佐賀県立地域生活リハビリセンター」利用者募集

県では、新しく設立した身体障害者地域生活訓練施設の利用者を募集しています。

### ○利用対象者

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方

※市町から訓練等給付の支給決定を受ける必要があります。

### ○サービス内容

・障害者自立支援法に基づく身体障害者の自立訓練（機能訓練）

・入浴や排せつなど家の中で困っている動作の訓練

・調理訓練や外出訓練

・体力や筋力をつけるリハビリやスポーツリハビリ（軽スポーツ）

・高次脳機能障害支援プログラム など

### ○利用料

所得に応じ0～1割の自己負担があります。

### ○問い合わせ先

神崎市役所 高齢障害課  
☎ 37 - 0111

県立地域生活リハビリセンター  
佐賀市神野東二丁目6番10号

佐賀県駅北館1階  
☎ 97 - 7402